

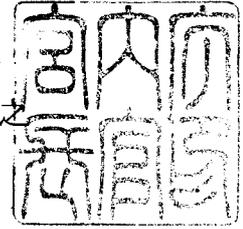


宮内書発甲第740号

平成24年7月31日

瀬 畑 源 殿

宮内庁長官 風岡典之



平成23年12月1日付け宮内書発甲第880号により通知した特定歴史公文書等利用不可決定に対して、平成24年1月16日付けでなされた異議申立てについて決定しましたので、行政不服審査法第48条において準用する同法第42条第2項の規定により、別添のとおり決定書の謄本を送付します。

決 定 書

異議申立人

瀬畑 源

平成23年12月1日付け宮内書発甲第880号により上記異議申立人に通知した宮内庁長官による特定歴史公文書等利用不可決定に対して、異議申立人から平成24年1月16日付けでなされた異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立ては、これを棄却する。

異議申立ての要旨

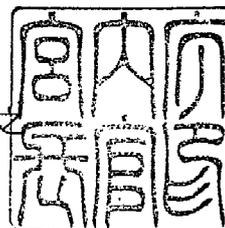
異議申立人が行った平成23年11月9日付けの特定歴史公文書等の利用請求について、宮内庁長官が行った特定歴史公文書等利用不可決定（平成23年12月1日付け宮内書発甲第880号により異議申立人に通知されたもの。）について、その取消しを求めるといものである。

決定の理由

本件特定歴史公文書等利用不可決定は、本件異議申立てについて宮内庁長官が行った諮問に対する公文書管理委員会の平成24年7月27日付け答申において妥当であるとされたところであり、本件異議申立てには、理由がない。よって、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成24年7月31日

宮内庁長官 風岡典之



[教示] この決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に訴えを提起することができます。

上記決定書の謄本は原本と相違ないことを証明する。

平成24年7月31日

宮内庁長官 風岡典之

